

随意契約理由書

1 工 事 名	ラジオ再放送中央装置改修工事（2021-大管・神管）
2 業 者 名	日本無線株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は老朽化した新神戸トンネル用のラジオ再放送設備中央装置の撤去及び、新神戸トンネルのラジオ再放送端末を既存の統合ラジオ再放送設備中央装置に収容するための改修を行うものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、既存中央装置のソフトウェアの特性に精通し、運用への影響を最小限に抑えた改修作業が可能であること、また運用へ支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>日本無線株式会社は、既存ソフトウェア全体を設計、施工、納入した者であることから、運用への影響を最小限に抑えての改修する能力が認められるだけでなく、改修後の運用に支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことから、上記要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	